

一般社団法人 職業能力教育協会の不正受給について

- 1 訓練実施機関の名称：一般社団法人 職業能力教育協会（以下「教育協会」という。）
- 2 代表者氏名：加藤裕章
- 3 主たる事務所所在地：栃木県大田原市新富町 2-9-1
- 4 調査の対象とした基金訓練：教育協会が平成 22 年 5 月から実施した全 14 コース（受講者総数 258 人）
- 5 不正の概要

(1) 訓練奨励金等

不正が認められた金額：計 1,740,000 円（5 コース 14 人分の合計 19 月分）

内容：訓練奨励金の支給申請に当たり、訓練に出席していない者を出席と偽って申請し、不正に訓練奨励金を受給していたもの。

返還を請求した金額：計 82,900,000 円（不正額に加え、不正があったコース以降の全コースに対する訓練奨励金及び新規訓練設定奨励金の全額）

平成 23 年 4 月 21 日付けで、中央職業能力開発協会から教育協会に対し、不正が認められる全額の返還を求めるとともに、不正が認められる最初のコース以降に開始されたすべてのコースに対して支給された訓練奨励金の全額（61,160,000 円）及び新規訓練設定奨励金の全額（20,000,000 円）の返還を求めたところ。

(2) 訓練・生活支援給付

不正が認められた金額：計 2,580,000 円（5 コース 8 人分の合計 24 月分）

内容：訓練受講者が訓練・生活支援給付の支給申請を行う際に、訓練日の 8 割以上出席を満たしていない者について、訓練の出席状況を偽った報告書を作成し、不正に訓練・生活支援給付を受給させていたもの。

返還を請求した金額：計 2,580,000 円

平成 23 年 4 月 21 日付けで、中央職業能力開発協会から不正受給が認められる訓練受講者に対し、不正に受給したと認められる全額の返還を求めたところ。